

(インターネット等調査に基づき作成)

| | | 日本 | 米国 | 英国 | フランス | ドイツ | カナダ | オーストラリア | 大韓民国 |
|-----------------------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 永住許可に必要な在留歴等(期間) | | ○10年 ※ただし、日本人、特別永住者、永住者の配偶者及び子は、在留要件は3年又は1年に短縮。 | ○基本的に不要 ※移民ビザのカテゴリーは以下の4つ 1. 米国民の近親者(配偶者、親、未婚の妻子) 2. 米国民又は米国永住者の家族 3. 雇用に基づく移民ビザ 4. 移民多様化プログラム(抽選による) ※非移民ビザからの変更は5年程度の在留歴が必要 | ○通常5年以上 ※例外は以下のとおり ・投資家、企業家・・・2, 3年 ・DV被害者・・・不要 ・欧州人権協定の自由裁量に基づく在留許可者・・・6年間 | ○通常5年以上 ※フランス人の配偶者等・・・3年 | ○通常5年以上 ※例外として、以下の2つの場合は在留歴は不要。 ・高度資格者(特別な専門知識を持つ学者、卓越した職能を有する教職者、基準額以上の報酬を受ける特別な職業経験を有する専門家等)の場合 ・ドイツにとって特別な政治的利益が存する場合 ※ ドイツ国民の配偶者の場合、3年以上にわたり在留許可を有していれば、定住許可が可能。 ・ 庇護対象者及び認定された難民の場合、3年後の審査で認定が確定すれば、定住許可が概率的に付与される。 | ○基本的に不要 ※ただし、過去5年間のうち累計2年間間はカナダに実際に住んでいること | ○基本的に不要 ※永住許可は、以下の4種類 ・豪国民の配偶者、子、父母、祖父母 ・ポイント制の基準に合致し、特定の技能を有する技術者 ・オーストラリアに在留歴のある元オーストラリア国民等 ・条約難民等 | ○通常5年以上の在留歴 ※その他の場合 ・国民または永住者の配偶者または未成年の子・・・2年間 ・科学・経営・教育等の特定の分野で卓越した能力がある者のうち、法務部長官が認める者・・・不要 ・外国人投資促進法の規定により米資50万ドル以上を投資した外国人投資家で、5人以上の国民を雇用している者・・・3年間 ・米資500万ドル以上を投資した者であって、永住資格を付与することが相当であると法務部長官が認めるもの・・・不要 ・居住の在留資格で在留する外国人で、法務部長官が、生計維持能力・品行・基本的素養等から韓国に継続居住する必要があると認める者・・・3年間または5年間 |
| 再入国許可関係 | (1)再入国許可の要否 | ○必要 (出国した日から1年以内に再入国する場合は不要) | ○不要 ※ただし、1年以上出国する場合や、頻りに出国する場合は再入国許可を取得することが推奨されている | ○不要 (一般的に、6ヶ月以上の滞在許可がある者については、不要、ただし、EEA国籍者を除く) ※EEA=European Economic Area | ○不要 | ○不要 (旅券及び在留許可があれば再入国可能) | ○不要 (永住者カードを携帯する必要あり) | ○不要 (査証によっては必要な場合あり) | ○必要 (出国した日から1年以内に再入国する場合は不要) |
| | (2)再入国許可を受けた場合の許可期間(日、米のみ。その他は、再入国可能な期間) | ○最長5年 (再入国許可を取得した場合) ※海外で1年間の延長可 | ○最長2年 (再入国許可を取得した場合) | ○最長2年 ※永住者は継続して2年間を超えて英国外に滞在した場合、所持している永住許可は失効する。 | ○滞在許可証の有効期間内(最長6年) ※年間180日を超えてフランス国外に居住する場合には、滞在許可証は取消される。 | ○滞在許可証の有効期間内 ※一時的とはいえ性質の理由で連邦領域から出国したとき、または6ヶ月以内又は当局が指定する期間内に再入国しなかったときは、在留資格が失効する。 | ○永住者カードの有効期間(通常発行から5年) | ○最長5年 ※永住者以外は、査証の有効期限内 | ○1年(数次2年) ※一定額以上の投資、継続した企業活動をする者で法務部長官が認める者は3年 |
| | (3)永住者に対する特例の有無 | ○特例なし | ○特例あり ※適法永住者(Legal Permanent Residents)は、原則として再入国時は審査の対象とされない。(米国籍者とほぼ同等に扱われる) | ○特例なし ※ただし、生涯の大半を英国で過ごした者については、「帰国居住者(Returning Resident)」として永住許可される | ○特例あり ※居住許可証明書の所持者は、10年間のうち最長3年間、フランス国外に居住できる | ○特例あり ※15年以上連邦領域内に適法に在留している者、その配偶者及びドイツ人の配偶者に対する定住許可は、独立生計を立てており、特定の退去強制事由(暴力活動やヘイトクライムへの参加)に該当しない限り、(2)の期間経過により失効することはない。 | ○特例なし ※上記のとおり、永住者カードがあれば、その有効期間内において、再入国許可は不要。 | ○特例なし ※最大5年間、国外で居住できる | ○特例あり ※出国した日から2年以内に再入国しようとする者は再入国許可が不要 |
| 在留時続等 | (1)住居地を変更する場合の届出先、出頭先、届出方法等 | ○市町村 | ○移民局(USCIS) ※オンライン又は郵送による ※10日以内に、住所の変更を届けなければならない。 | ○届出不要 ※ただし、各種申請中の者が居住地等を変更した場合は、内務省国境庁のウェブサイトから情報を更新できる | ○警察署または市・区役所 ※一週間以内に出頭し、届出を行う | ○管轄登記所 | ○なし ※なお、永住者カードを申請・更新する際には、ノバスコシア州シドニーに所在するカナダ市民権・移民省Case Processing Centerへ規定書類を提出 | ○なし ※外国人に対して、その査証の種類に関わらず、在留カードのようなものは発行されていない。 | ○新住居地の市郡区庁、出入国管理事務所 (出入国管理事務所長宛て) |
| | (2) (1)以外を変更する場合の届出先、出頭先、届出方法 | ○地方入国管理署 | ○移民局(USCIS) | ○内務省国境局 ※氏名、性別及び国籍の変更並びに容貌の著しい変化があった場合には、3ヶ月以内に電子メールまたは郵便にて届出 | ○県庁 ※滞在許可証等の書き換えにつき、県庁に出頭して行う | ○管轄登記所 | ○市民権・移民省 ※住居地以外の変更については、届出義務あり | ○なし ※査証申請の場合には、住居地または旅券情報に変更がある場合には、様式記入後に査証申請が受け付けられた事務所へ送付 | ○出入国管理事務所 (出張所・出入国管理事務所長宛て) |
| | (3)常時携帯義務(在留カード(又はこれに相当するもの)) | ○あり ※在留カード(義務違反は罰則あり) | ○あり ※外国人登録証明書(義務違反は罰金) | ○なし | ○あり | ○あり | ○なし | ○なし ※ただし、提示要求がある場合あり | ○なし ※査証申請中の場合には、住居地または旅券情報に変更がある場合には、様式記入後に査証申請が受け付けられた事務所へ送付 |
| 個人識別情報の提供義務の有無(上陸審査時) | | ○あり | ○あり ※カナダ人の一部を除き、指紋及び顔写真の提出義務あり | ○あり ※上陸審査時のほか、EEA国籍者を除くすべての外国人が永住許可の申請をする場合は、その申請の一部として、個人識別情報の提出が必要となる | ○なし ※査証申請を行うたびに、個人識別情報の提出の必要あり。 | ○なし ※現時点では、入国審査において個人識別情報の収集は行っていない。ただし、外国人の同一人性に疑いがある場合には、採取することがある(この場合、永住者に特例なし)。 | ○なし | ○なし ※入国拒否者または収容者については、個人識別情報(顔写真・署名及び旅券等に含まれているすべての情報。入国拒否者については、加えて指紋または手形) | ○あり (指紋・顔写真) |
| 退去強制(永住者に対する特例の有無) | | ○特例なし ※一般の外国人と同様に、入管法24条各号に規定する退去強制事由に該当した場合は退去強制となる | ○特例なし ※司法長官は、退去強制対象である永住外国人が、次のいずれにも該当する場合は、退去強制を中止することができる。 ① 永住許可を得てから、少なくとも5年以上経過していること ② 7年以上継続して合法に在留していること ③ 重大犯罪を犯していないこと | ○特例なし ※ただし、EEA国籍者及びその家族については、以下の場合にのみ退去強制となる ア 公共の福祉、安全に重大な脅威 イ 入国から3ヶ月以内に流行性疾患に感染している可能性が判明した場合 | — | ○特例あり ※公衆安全または法秩序の維持に必要な場合以外は、退去強制されない | — | ○特例あり ※以下の場合には退去強制とされない(移民法201節) ア 少年訓練施設への収容を言い渡された者 イ 裁判所から言い渡された罰金の支払いが不能であるために、少なくとも12ヶ月の禁錮刑に処された者 | ○特例あり ※以下の場合に限り退去強制 ア 内乱罪・外患誘致罪 イ 5年以上の懲役または禁錮の刑を宣告されて釈放された者のうち、法務部が定める者 ウ 不法な出入国のための船舶等の提供を禁止する規定に違反した者 |